

「大牟田市スポーツ推進室【公式】」Instagram 実施要領

制定 令和 8 年 3 月 2 4 日

第 1 趣旨

この要領は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、大牟田市スポーツ推進室に関する情報発信について、ソーシャルメディアを活用して行うために必要な事項を定めるものとする。

第 2 活用目的

大牟田市スポーツ推進室に関する情報を Instagram を活用して発信することで、各種イベント等の情報や、スポーツ大会、その他スポーツに関する様々な情報を視覚的情報（画像）として広く市民に周知するなど、「スポーツや運動を通じて人を健康に、まちを元気に」の実現を図る。

第 3 使用するソーシャルメディアの種類

Instagram

第 4 公式アカウント名

「大牟田市スポーツ推進室【公式】」

第 5 運用方法

- (1) この公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市スポーツ推進室において行う。
- (2) この公式アカウントを用いて発信する情報は、大牟田市スポーツ推進室に関する情報とする。
- (3) この公式アカウントにおける情報の更新は、別紙様式 1 によるスポーツ推進室長の決裁を必要とし、原則として平日の 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分の間に行うものとする。

第 6 寄せられた意見等への対応

この公式アカウントに寄せられたコメントは参考意見とし、原則として個別の返信は行わないものとする。

第 7 利用期間

この公式アカウントの利用期間は、この要領の制定の日から 1 年間とする。ただし、情報発信の更新により特段の問題等が発生せず、継続が必要と認めるときは継続できるものとする。

第 8 その他

この要領は、予告なく変更ができるものとし、その効力は、web サイトに公表した時点から生じるものとする。

